

令和4年4月22日

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援課

## 「リバウンド警戒期間」延長に伴う対応について

国は、新型コロナウイルスの新規感染者数は、依然として高い水準にあるものの、現時点ではまん延防止等重点措置が必要な状況ではないと見解を示しています。

一方、東京都は、オミクロン株 BA.2 への置き換わりが進んでおり、今後、感染が急拡大することも懸念される中、人の移動の多いゴールデンウィークを抑えることから、令和4年4月25日（月）から5月22日（日）まで、リバウンド警戒期間を延長することを決定しました。

「リバウンド警戒期間」延長期間中も本区では、教育・保育施設にはこれまでの感染対策を緩めることなく、保育を実施してまいります。

保護者の皆様には、引き続き下記の感染対策等にご理解とご協力をいただき、お子様の体調管理をお願いいたします。

なお、今後、国や東京都の通知に伴い、以下の対応に変更が生じる場合には、改めて通知いたします。

### 記

- 1 園内に陽性者が発生した場合について
  - お子さん・担任に陽性者（※）が発生した場合、濃厚接触者の特定まで対象者のクラスを閉鎖します。
  - （※）最終登園（勤務）日が発症日（無症状の場合は検査日）の2日以内の陽性者が対象です。
  - ただし、陽性者又は濃厚接触者が複数発生するなど集団感染のおそれのある場合は、濃厚接触者の特定後もクラス閉鎖を継続する場合があります。
- 2 登園を控えていただく場合
  - （1）体調不良時の登園は厳に控えてください。
  - （2）同居のご家族に発熱・咳など体調不良がある場合も登園を控えてください。
  - （3）同居のご家族が体調不良によりPCR検査を受けた場合は、そのご家族の陰性が判明するまで登園を控えてください。
  - （4）同居のご家族が濃厚接触者となった場合は、そのご家族の健康観察期間が終了するまでは登園を控えてください。

※感染者の同居家族の健康観察期間は、感染者の発症日か、発症により感染対策を行った日の遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）です。  
その同居家族の療養期間が終了するまで、ご家庭での保育について可能な範囲でご検討をお願いいたします。

### 3 家庭での保育

「リバウンド警戒期間」中は、集団における感染拡大防止の観点から、可能な範囲でご家庭での保育のご検討をお願いいたします。

### 4 保育料について

- (1) 保育所・認定こども園の0～2歳児クラスの保育料は、陽性や濃厚接触者となり、自宅待機等となった日数やクラス閉鎖の日数などに応じて日割り計算します。
- (2) また、「リバウンド警戒期間」中に、ご家庭での保育にご協力いただいた場合は、その日数に応じて日割り計算します。

### 5 復職期限について

育休からの復職を条件に入所または入所内定した方が、家庭保育にご協力をいただいたことで、「慣れ保育」等ができず、入所月翌月までの復職が困難な方については、その復職期限を令和4年7月1日まで延伸します。